

(仮称) 中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項について

1 定義

- いじめ、学校、児童等などの用語の意義について定めます。
 - (1) いじめ 児童等に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
 - (2) 学 校 中野区立小学校及び中学校
 - (3) 児童等 中野区立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒

2 基本理念

- 区におけるいじめの防止等のための取組の基本理念を定めます。
- 基本理念として、主に以下の内容を考えています。
 - (1) いじめについては、学校の内外を問わず対象とします。
 - (2) 区におけるいじめの防止等のための取組は、区民等一人ひとりが、人権がもつ価値や重要性を感受し共感的に受けとめる人権感覚、及びいじめが児童等を取り巻く社会全体の問題であるとの認識のもとに行います。また、いじめを生まない、いじめを許さない、いじめを放置しないとの意識を高め、区民等や関係機関等が主体性をもって取り組めるよう、推進します。
 - (3) 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等並びに関係機関等は、それぞれの責務を果たし、相互に連携していじめの防止等に取り組みます。
 - (4) 学校におけるいじめの防止等のための取組は、学校全体で組織的に取り組みます。
 - (5) 児童等がいじめの防止等のために主体的に行動できるよう、いじめの問題に関しての児童等の理解を深めます。

3 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等、関係機関等の責務

- 区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等、区民等並びに関係機関等が基本理念を踏まえ、果たすべき責務を定めます。
- それぞれの責務は、以下のとおりとします。
 - (1) 区
 - ・ 区は、学校や保護者等、区民等、関係機関等と緊密に連携し、いじめの防止等のための取組を進めます。

(2) 教育委員会

- ・いじめの防止等のための必要な措置を講じ、それを実施します。

(3) 学校及び学校の教職員

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、いじめの防止等に日常的に取り組みます。児童等が安心して学校生活を過ごすことができる環境をつくります。
- ・保護者等や区民等、関係機関等との連携を図るとともに、児童等がいじめの問題に対して主体的に行動できるよう、全ての教育活動で指導・啓発を行うなど学校全体で取り組みます。
- ・児童等がいじめを受けていると思われるときは、組織的に迅速かつ適切に対応し、指導します。

(4) 保護者等

- ・保護している児童等がいじめを行うことのないよう、他者の人権や他者を思いやる意識の醸成に努めます。
- ・保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切にその児童等をいじめから守ります。
- ・区及び学校が行っているいじめの防止等のための取組に連携・協力するよう努めます。
- ・家庭教育の自主性については、これまでどおり尊重されます。また、いじめの防止等に関する区や学校の責任が軽減することにはなりません。

(5) 区民等

- ・それぞれの地域では児童等に対する見守りや声かけ等を行うとともに、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- ・児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校又は関係機関等への情報提供に努めます。

(6) 関係機関等

- ・いじめの防止等に関する啓発活動などを積極的に行います。また、区や学校と連携・協力するようにします。
- ・いじめに関する情報を得たときは、速やかに、区や学校に報告するよう努めます。

4 区及び学校におけるいじめの防止等のための対策に係る基本方針の策定

- 区は、いじめ防止対策推進法に基づき、国の定めるいじめ防止基本方針を参酌し、区のみじめ防止基本方針を定めます。
- 学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、区のみじめ防止基本方針を参酌し、それぞれの学校のみじめ防止基本方針を定めます。

5 いじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織等

- 区が、いじめの防止等に関係する機関や団体の連携を図るために「(仮称) 中野区いじめ問題対策連絡協議会」を設置することを定めます。この連絡協議会は、いじめの防止等のための取組について、連絡調整や協議を行います。
- 中野区教育委員会が、教育委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理及び福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者から構成される「(仮称) 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置することを定めます。この対策委員会は、区がいじめの防止等のための取組について意見を述べ、いじめの防止等のための取組がより実効的に実施できるようにします。

6 いじめに対する教育委員会の措置

- 教育委員会が、学校からのいじめの報告を受けたときに、教育、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者による必要な支援、指示、又は必要な調査を、学校に対して行うことを定めます。

7 重大事態への対処等のための調査を行う組織

- 重大事態が発生した場合の教育委員会による重大事態への対処等は、「(仮称) 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」に調査を行わせることについて定めます。
- 重大事態が発生したときに、区長が、この重大事態への対処等のため、必要に応じて、調査を行わせる組織「(仮称) 中野区いじめ問題再調査委員会」について定めます。

【参考：重大事態について】

[いじめ防止対策推進法第28条第1項]

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

8 (仮称) 中野区いじめ防止等対策推進条例における学校及び組織等関係図

